

しゃかどう花ウィーク 仮設カフェ募集要項

1 公募の趣旨

釈迦堂遺跡博物館組合では、桃の花の開花期間に「しゃかどう花ウィーク」イベントを4月1日～16日まで開催します。この期間は、博物館敷地内及び周辺の桃畑で桃の花を楽しむ多くの方々に、にぎわいます。この期間に展望エリアに仮設カフェを設置して、周囲を散策する人を博物館入館者に繋げるとともに、入館者の利便性向上を図ることが重要であると考えます。

そこで、特殊な施設内の店舗であることを踏まえて、上記の実情と目的に見合ったカフェ経営が可能な出店者を募集します。

2 出店場所

所在地：笛吹市一宮町千米寺 756 釈迦堂遺跡博物館

店舗面積：約 6.48 m² (3.6×1.8)

3 仮設カフェ設置の基本的考え方

企画提案に当っては、特に次の点を重視します。

- ・釈迦堂遺跡博物館との連携企画
- ・手軽で時間をかけない商品のラインナップとサービスの提供
- ・適正な衛生管理体制

4 出店条件

(1) 設置期間

平成 30 年 4 月 1 日～4 月 16 日

(2) 営業日および営業時間

設置期間を営業日とし、営業時間は出店者の提案に基づき協議の上、決定します。

(3) 取扱品

コーヒーを始めとする飲み物及び菓子

(4) 商品価格

販売品の売価は、出店者が任意に設定してください。

(5) 出店に係る経費

ア 施設使用料 日額 1,300 円

イ その他（仮設カフェ周辺の清掃及びごみ処理等の費用については、全額、出店者の負担とします。

5 出店中の注意事項

(1) 調理器具

火気の使用は禁止します。電気調理器等を使用してください。

(2) 法令の遵守

出店に当たり、関係する法令を遵守してください。

(3) 商品の搬入・廃棄物の搬出

ア 商品の搬入及び搬出に当たっては、博物館の指示する駐車スペースを利用してください。駐車スペースから店舗までは、台車等を利用し、商品等を運ぶこととします。その際、施設利用者の活動を妨げないよう、十分配慮してください。

イ 店舗内で販売した商品（包装を含む）等から発生する全ての廃棄物は、回収に必要な容量のゴミ箱を出店者の負担で設置することとします。設置したゴミ箱内の廃棄物の処理については、出店者の責任で行い、処理費用も出店者の負担とします。店舗外にゴミ箱を設置する場所は、博物館との協議により決定した場所とし、常に清潔に保ってください。

(4) 清掃・防災対策

ア 仮設カフェに係る清掃は、出店者が自ら行ってください。

イ 仮設カフェに係る防災対策は、出店者が自ら行い、火災時には、施設の防火管理者の指示に従うこととします。

(5) 損害賠償

ア 出店者は、自らの責めに帰すべき理由により、博物館に損害を与えたときは、当該損害額に相当する金額を、損害賠償として博物館に支払わなければなりません。ただし、出店者が自己の負担により原状に回復した場合は、この限りではありません。

イ アに掲げる場合のほか、出店者が業務の不履行その他の事由により博物館に損害を与えたときは、出店者は、その損害額に相当する金額を、損害賠償額として博物館に支払わなければなりません。

ウ 出店者が第三者に損害を与えた場合は、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(6) 原状回復

ア 使用許可の期間が終了し、又は許可が取り消された場合には、出店者は、直ちに自己の負担により使用した施設を原状に回復して返還してください。この際には、出店者から博物館に対して一切の補償を請求することはできません。

イ 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、博物館は、出店者の負担においてこれを行うことができます。

(7) その他

仮設カフェ周辺は禁煙とし、灰皿を設置することも不可とします。

6 参加条件

- (1) 笛吹市または甲州市内に店舗を有する個人、又は法人に限る。
- (2) 良質な商品、および優良なサービスを提供することができる実績を有すること。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の許可を既に取得し、かつ申請時において飲食業を営業されていること。
- (4) 保健所長から、過去2年間、食品衛生法に基づく整備改善命令、許可の取り消し又は営業の禁止若しくは停止の処分を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6条に規定する暴力団組員またはこれらと社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 公共の安全と福祉を脅かすおそれのある団体でないこと、および公共の安全と福祉を脅かすおそれのある団体に属していないこと。

7 参加申し込み手続き

出店を希望する方は、次に定めるところにより必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 参加申込者概要書（様式第2号）

ウ 企画提案書（様式第3号）

- ・販売を予定している主な商品及びサービスの種類
- ・特色ある商品
- ・販売価格
- ・店舗のコンセプト
- ・利用者及び出店者の安全管理並びに食品衛生管理

エ 営業許可証の写し

(2) 提出場所

〒405-0054 笛吹市一宮町千米寺764

釈迦堂遺跡博物館 電話 (0553)47-3333

(3) 提出方法

書留郵便又は持参により提出してください。なお、提出書類は、(1)に掲げる順につづり、正本1部及び副本1部を提出してください。（副本は、複写可）

(4) 提出期限

平成30年3月12日（月）午後5時まで（必着のこと。）

(5) 受付日時

博物館休館日（火曜日）を除く午前9時から午後5時まで。

8 審査方法

提出された書類について、参加条件を確認し、取扱い商品の縄文文化とのコラボレーション、仮設カフェ利用者の館内誘導方法等、提案内容が当館の活動に資する内容であるか審査を行います。

9 出店予定者の決定

(1) 出店予定者の決定方法

提案内容の審査を行い、出店者を決定します。

(2) 出店予定者の決定通知

出店予定者の決定については、平成30年3月16日（金）を予定しています。

審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

(3) 出店予定者名の公表

出店予定者については、博物館ホームページで公表します。

10 質問の方法及び回答

質問がある場合は、博物館までご連絡ください。

11 現地見学について

希望がある場合は、博物館までご連絡ください。

12 スケジュール

3月1日 募集要項公布

3月1日～9日 現地見学（希望者のみ）

3月12日 出店申込み締切

3月13日～15日 審査期間

3月16日 出店者決定（通知・公表）

～事前協議～

4月1日 出店

13 その他

(1) 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店予定者が使用者としてふさわしくないと博物館が判断したときは、出店予定者の決定を取り消すことがあります。

(2) 提出された応募書類は、審査結果にかかわらず一切返却しません。また、提出書類はカフェ出店者の選定の目的以外では使用しません。

14 問い合わせ先

〒405-0054 山梨県笛吹市一宮町千米寺764

釈迦堂遺跡博物館 電話 0553-47-3333

様式第1号

参加申込書

しゃかどう花ウィーク仮設カフェ出店の公募に参加いたします。

平成 年 月 日

积迦堂遺跡博物館
館長 坂本誠二郎 殿

所在地
法人名

代表者名

印

(事務担当責任者)

所属

職・氏名

電話番号

様式第2号

平成 年 月 日

积迦堂遺跡博物館
館長 坂本誠二郎 殿

所在地
法人名
代表者名 印

参加申込者概要書

1. 名称	(代表者氏名)
2. 設立年月	
3. 本社所在地	〒
4. 本社以外の 所在地	〒
5. 事業内容	
6. その他	

様式第3号

平成 年 月 日

积迦堂遺跡博物館
館長 坂本誠二郎 殿

所在地
法人名
代表者名 印

企画提案書

仮設カフェ募集要項に基づき、企画提案書を提出します。

・販売を予定している主な商品及びサービスの種類	
・特色ある商品	博物館と関連性のある商品・期間限定商品・地域の魅力を発信できる商品等についてご記入ください。
・博物館内への誘客提案	博物館と連携した提供可能なサービス、誘客方法等についてご記入ください。
・販売価格	
・利用者及び出店者の安全管理並びに食品衛生管理	使用する器具の安全管理および取扱い食品の衛生管理等についてご記入ください。

様式第4号

平成 年 月 日

殿

积迦堂遺跡博物館
館長 坂本誠二郎 印

決定通知書

仮設カフェ募集要項に基づき、出店を許可します。

記

1. 名称 平成30年度しゃかどう花ウィーク仮設カフェ
2. 出店者
3. 期間 平成30年4月1日～4月16日
4. 場所 积迦堂遺跡博物館
5. 取扱い品 コーヒーを始めとする飲み物および菓子
6. 出店料 日額1,300円

以上